

建築基準法による命令の公告

建築物の所在地

命令を受けた者
の住所氏名

この建築物は、建築基準法に違反しているので、同法第 9 条第 項の規定に基づき 年 月 日 を命じた。

年 月 日

土浦市長

(注意)

- 1 この標識は、建築基準法第 9 条第 13 項に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊したものは、公文書毀棄罪で罰せられることがある。

- 3 電気の供給を保留するよう電気事業者へ通知した。
水道 水道
ガス ガス

45 センチメートル

60 センチメートル